

国立公園における行為規制の概要

	地域区分	行為の種類	法令				
許可を要する行為	特別地域	工作物の新築、改築、増築 木竹の伐採 鉱物や土石の採取 河川、湖沼の水位・水量の増減 指定湖沼への汚水の排出等 広告物の設置等 物の集積、貯蔵 水面の埋立等 土地の形状変更 指定植物の採取等 指定動物の捕獲等 屋根、壁面等の色彩の変更 指定区域内への立ち入り 指定地域での車馬等の乗り入れ 政令で定める行為	自然公園法第13条				
		特別保護地区		特別地域の行為に加え 木竹の損傷 木竹の植栽 家畜の放牧 物の集積 火入れ、たき火 木竹以外の植物の採取等 動物の捕獲等 車馬等の乗り入れ 政令で定める行為			
				1 木竹以外の植物を植栽、植物の種子をまくこと。 2 動物を放つこと(家畜の放牧を除く)	自然公園法第14条		
				届出を要する行為	特別地域	特別地域の指定時における既着手行為 非常災害のために必要な応急措置 指定地域での木竹の植栽、家畜の放牧	自然公園法第13条
						特別保護地区の指定時における既着手行為 非常災害のために必要な応急措置	自然公園法第14条
					普通地域	大規模な工作物の新築、改築、増築 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 広告物の設置等 水面の埋立等 鉱物や土石の採取 土地の形状変更	自然公園法第26条